

社会福祉法人子育て・発達の里 乳児院ひまわり  
社会的養育機関エール 里親支援室



## 趣 旨

- ・ 平成28年改正の児童福祉法に明記された家庭養護優先原則を受け作成された「やまなし社会的養育推進計画」に基づき、質の高い里親養育を維持して子どもの最善の利益を追求し実現していく。
- ・ より多くの里親を開拓し、山梨県きずな会と連携し里親との確かな信頼関係を基盤に、里親の持つ養育能力を十分に引き出し、伸ばすことで、質の高い里親養育を実現し維持する。家庭養護の向上と発展に寄与する。

## 目 的

- ・ 「委託可能な里親を開拓し、育成すること」、「里親との信頼関係を構築し、相談しやすく、協働できる環境を作ること」及び「子どもにとって必要な安定した里親養育を継続できる（不調を防ぐ）こと」
- ・ 山梨県きずな会と連携し、里親と子どもが、地域社会で孤立することのないよう、関係機関による支援のネットワークを形成し、地域社会の理解を促進する。

## 方 針

- ・ 山梨県きずな会(里親会)と連携
- ・ 里親の稼働率(委託里親/登録里親×100)を高め委託推進する
- ・ 里親の資質向上
- ・ チーム(里親、地域の社会資源等)養育の実践
- ・ 子どもの権利擁護(アドボカシー等)の推進



**実施者** 山梨県  
**受託者** 社会福祉法人子育て・発達の里 乳児院ひまわり  
**事業開始** 令和3年4月1日  
**対象地域** 山梨県全域



**事業内容**

- ①里親開拓 広報の企画立案、講演会や説明会の開催等による制度の普及啓発  
里親のリクルート及びアセスメント(リクルーター)
- ②育成・研修 里親登録前研修、更新研修の実施  
委託後や未委託里親へのトレーニングの実施(トレーナー)
- ③委託推進 子どもと里親家庭のマッチング(統括・委託推進員)
- ④訪問支援 子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援  
面会支援、レスパイトケア受付・調整(訪問支援員)

**里親支援事業について**

児童福祉法第11条第1項第2号トに定められている里親に関する業務

- (1) 里親に関する普及啓発を行うこと。
- (2) 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。
- (3) 里親と第二十七条第一項第三号の規定により入所の措置が採られて乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所している児童及び里親相互の交流の場を提供すること。
- (4) 第二十七条第一項第三号の規定による里親への委託に資するよう、里親の選定及び里親と児童との間の調整を行うこと。
- (5) 第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託しようとする児童及びその保護者並びに里親の意見を聴いて、当該児童の養育の内容その他の厚生労働省令で定める事項について当該児童の養育に関する計画を作成すること

**里親支援事業の委託について**

児童福祉法11条第4項で、都道府県知事は、第一項第二号トに掲げる業務(次項において「里親支援事業」という。)に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができると規定されている

**場 所** 〒400-0123 山梨県甲斐市島上条1440番地 ☎055-277-3093 Fax055-225-6553

